

## 国民的行事における手話通訳等による情報保障を求める意見書

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を行政機関等に義務づけ、事業者にも努力義務を課しています。

こうした合理的な配慮の一つとして、情報のやり取りを行う際に、障がいの有無や内容にかかわらず、実質的に同等の情報が確保されるようにする情報保障が求められています。

令和3年7月から9月までの期間に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、オリンピックの開会式の放送に手話通訳がついていなかったことについて、一般財団法人全日本ろうあ連盟をはじめとする団体等から放送権者の日本放送協会（NHK）へ、手話通訳が付与された放送を求める要望が寄せられ、NHKは要望に応える形で、オリンピック閉会式及びパラリンピック開閉会式では手話通訳付きの放送を行いました。

情報保障のニーズには多様なものがありますが、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語と定義されており、手話を第一言語とする聾者にとって手話通訳による情報保障は重要なものであり、国民的行事における手話通訳等による情報保障は、多様性を尊重する共生社会の実現やSDGsの達成にも不可欠です。

よって、国におかれましては、国民的行事において、聴覚障がい者などの情報コミュニケーションに障がいがある全ての人々に対する情報保障が行われるよう普及啓発及び必要な取組を行い、手話は言語であるとの認識の下、手話通訳等による情報保障を推進するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣